

令和5年度沖縄市居宅介護支援事業所等集団指導



沖縄市健康福祉部 介護保険課管理係

1



目次

1. 運営基準 令和5年度末までの経過措置について
2. 感染症法上の位置づけの変更に伴うコロナ臨時的取扱いについて
3. 業務管理体制について
4. お知らせ事項

2



1. 運営基準 令和5年度末までの経過措置について

以下の項目については、**令和6年3月31日までに**整備してください。

- ①業務継続計画の策定等
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ③虐待の防止

3



①業務継続計画の策定等

参考

<厚生労働省ホームページ>

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護施設・事業所における業務継続ガイドラインや、研修動画が掲載されています。（新型コロナウイルス感染症、自然災害別）

4



②感染症の予防及びまん延の防止のための措置

参考

<厚生労働省ホームページ>

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai go/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

感染症対策の手引き等が掲載されています。



5



③虐待の防止

参考

<厚生労働省ホームページ>

- 高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

研修、検証等に活用できる調査研究事業等の資料等が掲載されています。

- 高齢者虐待防止の基本

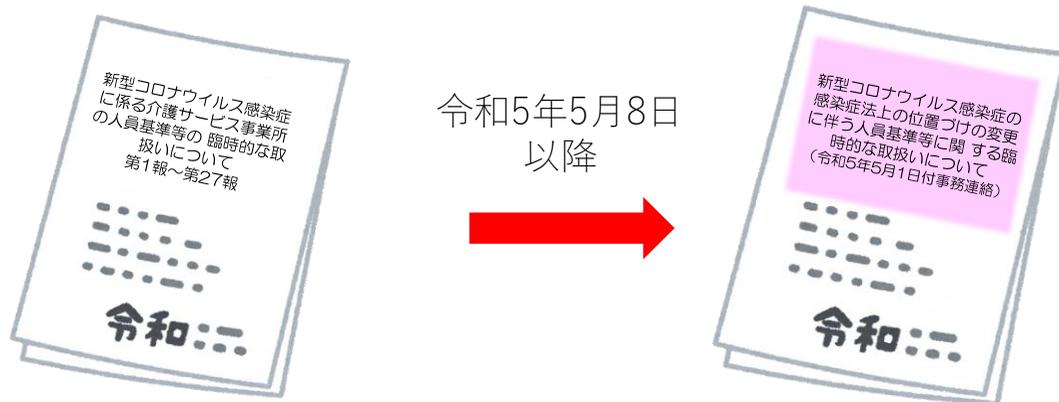
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/1.pdf>



6



2. 感染症法上の位置づけの変更に伴うコロナ臨時的取扱いについて



※沖縄市ホームページ参照

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020/contents/p00006.html>

7



別紙2 位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取り扱い整理表 (R5.05.01)

利用者や従事者等において新型コロナウイルス感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。

利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

実習・実地研修に限り、新型コロナウイルスの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、**当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。**

	継続	一部修正（基準等）	一部修正（研修）	終了
	1	2 - (1)	2 - (2)	3
第1報				
-1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)
-2.		(1)、(4)、(5)、(6) (7)、(10)、(11)		(2)、(3)、(8)、(9)
第2報	1、2			
第3報	1、2、5、6	3、4、11		7*、8、9、10

*位置づけ変更前に既に取り扱いを終了しているもの

**コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの

8



沖縄市独自の臨時的取扱いも終了します

- 「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取り扱いについて」
(令和2年2月28日付事務連絡通知)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取り扱いについて
(第2報)」(令和2年4月20日付事務連絡通知)

終了



3. 業務管理体制について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

※厚生労働省ホームページ

介護サービス事業者の業務管理体制

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html



○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。
(みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。)

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。(届出先は、都道府県知事)

1

11



業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」(以下、「届出システム」という。)が構築され、令和5年3月28日以降、電子申請等による届出が可能となっています。電子申請に関する詳細は、下記沖縄県ホームページをご参照ください。

沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/20922.html>

12



提出先

届出先	提出先
厚生労働大臣	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 業務管理係 TEL 03-5253-1111 (内線3958) FAX03-3592-1281 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html
沖縄県知事	沖縄県庁または福祉事務所（詳細は下記沖縄県ホームページ参照） 沖縄県ホームページ https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/20922.html
沖縄市長	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市役所1階 介護保険課管理係 TEL 098-939-1212 (内線3098) E-mail a42kanri@city.okinawa.lg.jp 沖縄市ホームページ https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-001/kenkou/jigyousha/kaigojigyousha/22457.html

★届出システムのログイン画面はこちらから

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns011/cmns0111/init.do>

13



4. お知らせ事項

- よくある指摘事項について
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
- 給付係からのお知らせ

14



よくある指摘事項について

①秘密保持（個人情報使用の同意）



個人情報の使用に関する同意書について、家族の個人情報の使用に係る家族の同意欄がない。

< 基準 >

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は**利用者の同意を**、利用者の家族の個人情報を用いる場合は**当該家族の同意を**、あらかじめ**文書により**得ておかなければならない。

15



個人情報の使用に関する同意書

上記の目的で個人情報を使用することに同意します。

参考

令和〇年〇月〇日
 利用者氏名 □□ □□
 （代筆者） △△ △△（続柄：長男）
 家族氏名 △△ △△（続柄：長男）

個人情報の使用に関する同意書には、

①利用者の個人情報を使用することについての**利用者の同意欄**

②利用者の家族の個人情報を使用することについての**利用者家族の同意欄**

が必要。

16



個人情報取り扱いに係る参考ページ

- 個人情報保護委員会ホームページ

法令・ガイドライン等

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide

- 政府広報オンライン

個人情報保護法をわかりやすく解説

個人情報の取扱いルールとは？

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>

- 厚生労働省ホームページ

厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

17



② 苦情処理

重要事項説明書等に苦情処理の体制及び手順等の記載がない。

< 基準解釈通知より >

事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、**苦情処理の体制及び手順等**を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示するべきものである。

18



あらかじめ利用申込者またはその家族に説明する内容（基準解釈通知）



- ・ 運営規程の概要
- ・ 従業者の勤務の体制
- ・ 秘密の保持
- ・ 事故発生時の対応
- ・ **苦情処理の体制**

などの利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を文書で交付して説明し、同意を得る。

19



（参考様式5）利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

（参考様式5）利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	
事業所又は施設名	
申請するサービス種別	
措置の概要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
3	苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）
4	その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記述してください。

指定申請時に、指定権者に提出する書類です。

利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し説明してください。

20



介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

別紙様式3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

【別紙3-2】

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 <地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用>・<居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用>
 令和 年 月 日

申請者長 殿 所在地 名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届けます。

フリガナ 名 部			
出 主たる事業所の所在地	(郵便番号) 区 市 町 丁目 番 号		
出 連絡先	電話番号	FAX番号	
出 法人である場合その種別	種別	法人名称	氏名
出 代表者の氏名	氏名	職名	〒 番 号
出 代表者の住所	(郵便番号) 区 市 町 丁目 番 号		
出 フリガナ 事業所・施設の名前			
出 主たる事業所の所在地	(郵便番号) 区 市 町 丁目 番 号		
出 連絡先	電話番号	FAX番号	
出 主たる事業所の所在地以外で介護サービスを実施する事業所の出張所等の所在地	(郵便番号) 区 市 町 丁目 番 号		
出 連絡先	電話番号	FAX番号	
出 管理者の氏名	氏名	職名	〒 番 号

出 同一所在地において行う事業所の種類	実施予定年次	異動等の区分	異動(予定)	異動項目	同所で行う事業所の名称
出 介護予防施設介護	年月	□1新設 □2変更 □3終了	年月	□1増 □2減	
出 地域密着型施設介護		□1新設 □2変更 □3終了	年月	□1増 □2減	
出 介護予防支援		□1新設 □2変更 □3終了	年月	□1増 □2減	
出 介護保険事業所介護		□1新設 □2変更 □3終了	年月	□1増 □2減	
出 介護予防施設介護		□1新設 □2変更 □3終了	年月	□1増 □2減	
出 介護支援事業所介護		□1新設 □2変更 □3終了	年月	□1増 □2減	
出 介護支援事業所介護		□1新設 □2変更 □3終了	年月	□1増 □2減	
出 介護支援事業所介護		□1新設 □2変更 □3終了	年月	□1増 □2減	

別紙1 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

【別紙1】

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号	施設区分	人員配置区分	その他	該当する体制等	介護への貢献	割引	
□ 41 居宅介護支援				地域区分	□ 1 1施設 □ 6 2施設 □ 7 3施設 □ 2 4施設 □ 3 5施設 □ 4 6施設 □ 5 7施設 □ 5 4その他	□ 1 ない □ 2 あり	□ 1 ない □ 2 あり
				情報連携推進体制の有無	□ 1 ない □ 2 あり		
				情報連携推進体制の有無	□ 1 ない □ 2 あり		
				中山間地域等における小規模事業所設置(国策に関する状況)	□ 1 あり □ 2 ない		
				中山間地域等における小規模事業所追加(国策に関する状況)	□ 1 あり □ 2 ない		
				指定事業所併設中継	□ 1 ない □ 2 あり		
				指定事業所併設中継	□ 1 ない □ 2 あり □ 3 加算A □ 4 加算B □ 5 加算A		
				指定事業所併設中継連携	□ 1 ない □ 2 あり		
				指定事業所併設中継連携	□ 1 ない □ 2 あり		
				テレヘルスマネジメント追加	□ 1 ない □ 2 あり		



別紙様式3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

変更する項目を
すべて記載して
ください

介護予防施設対応型共同生活介護	□ 1新設 □ 2変更 □ 3終了
居宅介護支援	□ 1新設 □ 2変更 □ 3終了
介護予防支援	□ 1新設 □ 2変更 □ 3終了
地域密着型サービス事業所番号等	
指定を受けている市町村	
介護保険事業所番号	(指定を受けている事業所)
既に指定等を受けている事業	
医療機関コード等	
特記事項	変更前 変更後

関係書類 別添のとおり

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の口を■にしてください。
 6 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所の所在地」について、複数の出張所等をする場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。



(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス)

変更するものだけでなく、**全ての項目にチェック**してください。

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する	LIFEへの登録	新引	
各サービス共通			地域区分	<input type="checkbox"/> 1 1級地 <input type="checkbox"/> 2 2級地 <input type="checkbox"/> 3 3級地 <input type="checkbox"/> 4 4級地 <input type="checkbox"/> 5 5級地 <input type="checkbox"/> 6 6級地 <input type="checkbox"/> 7 7級地 <input type="checkbox"/> 8 8級地 <input type="checkbox"/> 9 9級地 <input type="checkbox"/> 10 10級地 <input type="checkbox"/> 11 その他		
			情報通信機器等の活用等の体制	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
<input type="checkbox"/> 43 居宅介護支援			特別地域加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	<input type="checkbox"/> 1 非該当 <input type="checkbox"/> 2 該当		
			特定事業所費中減算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			特定事業所加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 加算I <input type="checkbox"/> 3 加算II <input type="checkbox"/> 4 加算III <input type="checkbox"/> 5 加算A		
			特定事業所医療介護連携加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		
			ターミナルケアマネジメント加算	<input type="checkbox"/> 1 なし <input type="checkbox"/> 2 あり		

23



☆ 給付係からののお知らせ ☆

沖縄市ホームページにも掲載して
いますが...



市へ届出が必要な 厚生労働大臣が定める回数 以上の訪問介護(生活援助 中心型)を位置付けたケア プランについて

沖縄市ホームページ

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/>

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助)を位置付けるケアプランの届出について(平成30年10月)



届出の対象は平成30年10月1日以降に作成または変更を行ったケアプランのうち、訪問介護による生活援助中心型のサービスを**1月あたり下記の回数以上位置付けているもの**

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回



**留意していただきたい
点…**



**① 身体介護に引き続き、
生活援助を実施しているもの
(身体1生活1など)は対象
ではありません**



② 「回数以上」とは、**定める回数と同数の場合**も届出が必要となります



③ 提出時期は、届出対象となるケ
アプランを**作成または変更した月**
から**翌月末**までとなっています



④ 届出の頻度について、
一度市が検証したケアプランの次回の届出は、**1年後**
となっています



⑤ 厚生労働大臣が定める
回数以上とならないよう訪
問介護の**サービスの利用**
を制限するものではありません！！



**ご不明な点は給付係まで
お問い合わせください♪**

**沖縄市役所介護保険課給付係
TEL:098-939-1212
内線:3145・2085**



ご清聴、ありがとうございました。

